

# 愛媛県人口減少対策セミナー及びえひめの若者ライフプラン形成支援セミナー 企画運営等業務委託企画提案募集実施要領

## 1 趣旨

この要領は、愛媛県人口減少対策セミナー及びえひめの若者ライフプラン形成支援セミナー企画運営等業務に係る企画提案募集（公募型プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく、人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

愛媛県人口減少対策セミナー及びえひめの若者ライフプラン形成支援セミナー企画運営等業務

### (2) 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### (3) 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

### (4) 委託料上限金額

13,522,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 企画提案への参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者に対し、企画提案への参加を認めることとする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済みであること、又は企画提案への参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の提出時において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者ではないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による

- 不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)から(9)の全ての要件、構成員は(2)から(9)までの要件を満たすこと。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

#### 4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内容	期間等	対応様式
企画提案募集開始	令和6年5月17日（金）	—
参加表明書及び質問書 受付期間	令和6年5月17日（金）～ 令和6年5月31日（金）17時まで	様式1, 2, 3, 5
質問への回答	令和6年6月5日（水）	—
企画提案書等 受付期間	令和6年5月17日（金）～ 令和6年6月18日（火）17時まで	様式6～9
企画提案審査 （プレゼンテーション）	令和6年6月下旬 ※参加表明者に別途連絡する。	—
審査結果の通知	令和6年6月下旬頃	—

※各日における受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。

#### 5 企画提案の手続

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書、誓約書及び企画提案書等をそれぞれの提出期限までに「10 問合せ及び書類提出先」に提出すること。

(1) 参加表明書（様式1-1又は様式1-2）及び誓約書（様式2）の提出

①提出期限：令和6年5月31日（金）17時まで（必着）

②提出方法：持参、郵送又は電子メールによる。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口（地

域政策課：089-912-2235)へ電話により受領の確認を行うこと。

[電子メール(押印省略)の場合：送付先アドレス]

chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

[件名]「愛媛県人口減少対策セミナー及びえひめの若者ライフプラン形成支援セミナー企画運営等業務委託企画提案参加表明書」

※押印を省略する場合は、本件責任者及び事務担当者の職氏名・連絡先を記入すること。

③付属書類：共同企業体による参加の場合は、以下の書類も提出すること。

(※様式3-1、3-2については、持参又は郵送に限る。)

「委託業務共同企業体参加資格誓約書」(様式3-1)

「委任事項」(様式3-2)

「委託業務共同企業体協定書」(様式3-3)

※委託業務共同企業体協定書については、契約締結時の提出でも可。

④注意事項：・提出期限を超過した場合は、受け付けない。

・参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を提出すること。

## (2) 質問書(様式5)の提出

本募集に係る質問を次のとおり受け付け、参加表明書の提出があった全ての者に対し、令和6年6月5日(水)までに、メールで回答する。なお、参加表明者以外からの質問には回答しない。

①提出期限：令和6年5月31日(金)17時まで(必着)

②提出方法：電子メールによる。

※なお、メール送信後、担当窓口(地域政策課：089-912-2235)へ電話により着信の確認を行うこと。

[送付先アドレス]

chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

[件名]「愛媛県人口減少対策セミナー及びえひめの若者ライフプラン形成支援セミナー企画運営等業務質問書」

③注意事項：・電話や口頭、受付期間外の質問は、受け付けない。

・質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

・他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については、回答しない。

## (3) 企画提案書等の提出

①提出期限：令和6年6月18日(火)17時(必着)

②提出方法：持参又は郵送による。

③提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書(様式6) 1部

イ 法人・団体の概要書(様式7) 8部

ウ 同種又は類似業務の受注実績表(様式8) 8部

※業務の実績については、委託契約書の写しを添付すること。なお、委託

契約書の写しについては、1部のみ提出で構わない。

エ 企画提案書 8部

企画提案書の様式は自由とするが、記述はできる限り平易な表現（図表等を含む。）を用いること。

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- (ア)業務全般に関する取組方針等
- (イ)業務実施体制・スケジュール等
- (ウ)その他追加提案

仕様書に定める内容以外に、予算の範囲内で独自に提案できる事項（業務の成果を高めるための工夫等）があれば、その内容を記載すること。

オ 見積書（様式9） 1部

見積りに係る積算内訳を別途添付すること。なお、内訳には積算根拠（単位、数量、単価及び金額）を具体的に記入すること。（様式任意）

#### （4）留意事項

- ①参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効とする。
- ②提出期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書等は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。なお、審査に必要な最小限の範囲内で、複製を作成することがある。
- ④参加表明書及び企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ⑤企画提案書は、1者につき、1案のみ提出とすること。
- ⑥次のいずれかに該当する場合は、参加表明書及び企画提案書等の提出を無効とする。
  - ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
  - ・誤字、脱字等により、必要事項が確認できない提案
  - ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 6 選定方法

- （1）提出された企画提案書については、愛媛県人口減少対策セミナー及びえひめの若者ライフプラン形成支援セミナー企画運営等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施した上で、別添「審査基準」に基づき審査を行い、審査員ごとに得点が高い提案者から順位を付し、最も多くの審査員から得点1位に選定された者を最優秀提案者として選定する。
- （2）プレゼンテーションは、6月下旬を予定しており、時間・場所等の詳細については、参加表明書（様式1-1又は様式1-2）を提出した者に対し、後

日、連絡を行う。

- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
  - ①見積額が、委託料上限額を超えるとき。
  - ②企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。
  - ③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (4) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で協議の上定めるものとする。
- (5) 審査の結果については、6月下旬頃までに、全ての企画提案者に書面で通知する。なお、本審査に関する質問や異議には、一切応じない。

## 7 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

## 8 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、最優秀提案者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する費用は、全て、企画提案者の負担とする。

- (2) 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施に際し、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の著作権は各企画提案者に帰属するが、最優秀提案者の企画提案書の著作権は、委託契約を締結した時点で、愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は企画提案者が行うとともに、その使用に係る費用は、委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における成果品の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書の提出をもって、企画提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

## 10 問合せ及び書類提出先

愛媛県企画振興部政策企画局 地域政策課 地方創生グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

T E L : 089-912-2235

F A X : 089-912-2249

メール : [chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp)